

産業構造審議会
商務流通情報分科会 割賦販売小委員会
当面の制度化に向けた整理と今後の課題
～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

令和元年12月20日

目次

はじめに	2
第1章 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方	3
1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組	3
2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方	3
(1)決済テクノロジーの進化	3
(2)今後の規制体系のあり方	4
(3)中間整理後の動向	5
第2章 当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置	6
第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入	6
1. リスクベース・アプローチ	6
(1)新たな少額サービスにおけるリスク	6
(2)割賦販売法における現行規制(一律の法規制)	7
(3)基本的な考え方	7
(4)リスクベース・アプローチの導入	8
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)	12
(1)現行規制における与信審査	12
(2)技術・データを活用した与信審査	12
(3)与信審査における性能規定の導入	14
3. 与信審査における性能規定の導入	16
(1)基本的な考え方	16
(2)中間整理及び消費者委員会からの意見と論点の整理	16
(3)各論点に係る検討(具体的な制度措置)	18
第2節 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～	24
(1)クレジットカード取引を取り巻く環境変化	24
(2)昨今発生している不正事案やリスクに係る検討	24
(3)クレジットカード番号等の適切管理に係る検討	28
第3節 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～	30
(1)現行法上の書面交付義務	30
(2)論点と具体的な制度措置	30
第4節 セーフティーネットの整備	35
第5節 今後の対応の方針	35
第3章 今後具体的な検討を深めるべき課題	36
1. 決済横断法制	36
2. RegTech/SupTech	37
3. 新成年への対応	37
4. 決済情報の利活用	38
5. 今後の決済ネットワークのあり方	38
おわりに	39
委員等名簿	40
審議スケジュール	41

はじめに

ICT の進展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野において FinTech 企業の事業展開が拡大している。また、IT 系・SNS 系企業や EC モール系企業など、異業種からの決済分野への参入も含め、「業」の垣根を越えて多様な決済主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが拡大している。

クレジットカード分野における与信に関する、膨大な実績データ(ビッグデータ)等に基づき、AI 分析等の新たな技術や長年培われたノウハウなどを用いて、より精緻な与信審査を行う事業者が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することで、その適切な運用を通じ、より精緻に過剰与信防止を図りつつ、消費者が適正な与信サービスを享受することが可能となっている。

また、「成長戦略実行計画」(令和元年6月 21 日閣議決定)では、「現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。…割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」との要請がなされている。

こうした中、安全・安心を前提としつつ、テクノロジーの進展に対応し、リスクに応じた段階的な規制とする「リスクベース・アプローチ」の考え方や与信審査における「性能規定」の考え方の導入により柔軟な規制体系へと見直すことが急務である。

一方、コード決済事業者等、新たに決済サービスに携わる事業者が出現したことにより、利用者の利便性が飛躍的に向上している反面、セキュリティ上の問題など新たな問題も生じており、これらに迅速に対応する必要である。

以上を踏まえ、消費者保護と消費者の利便性の確保のバランスを取りつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を整備する観点から、令和元年5月に取りまとめた中間整理の内容をもとに、産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会において更に審議を深め、ここにテクノロジー社会における我が国の割賦販売法制のあり方として、当面喫緊に制度化すべき課題に対する方向性と今後の課題についてとりまとめを行うものである。

第1章 割賦販売法を巡る環境変化と基本的な考え方

1. 安全・安心なクレジットカード利用環境の実現に向けたこれまでの取組

割賦販売法においては、これまで、社会環境の変化や技術の進歩を捉え、消費者保護と消費者の利便性の確保とのバランスを取りつつ、法体系を構成してきた。

平成28年改正では、オファス取引の一般化という取引構造の変化に対応した制度整備を行うべく、クレジットカード情報の漏えいや不正利用を防止する観点から、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設・加盟店調査等の義務付けを行うとともに、決済端末のIC化等の加盟店におけるセキュリティ対策を義務付け、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための措置を講じた。

これらの義務を課すにあたっては、技術革新などを取り込んでいくことができる柔軟な規制・制度となるよう配慮の上、措置がなされた。

セキュリティ対策の義務付けの水準については、個々の事業者に対し、各々のリスクに応じた措置を求め、「「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を技術の力で解決」¹し、「技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組み」¹となるよう、「法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏洩防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようとする」¹こととした。

また、アクワイアラーにおける加盟店調査においても、同様の考え方のもと、「各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容するという「性能規定」的な考え方を採用」²すべきであり、「実行可能で合理的な調査方法を検討すべきである」²とされ、こうした考え方へ則り措置がなされた。

2. 決済テクノロジーの進展と今後の規制体系のあり方

(1) 決済テクノロジーの進化

近年、ICTの進展に伴い、決済分野においても、決済テクノロジーが進化し、スマートフォン・アプリやQRコード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。特に、FinTech企業を中心に、ビッグデータ・AI等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI・UX³に優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。また、IT系・SNS系事業者やECモール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

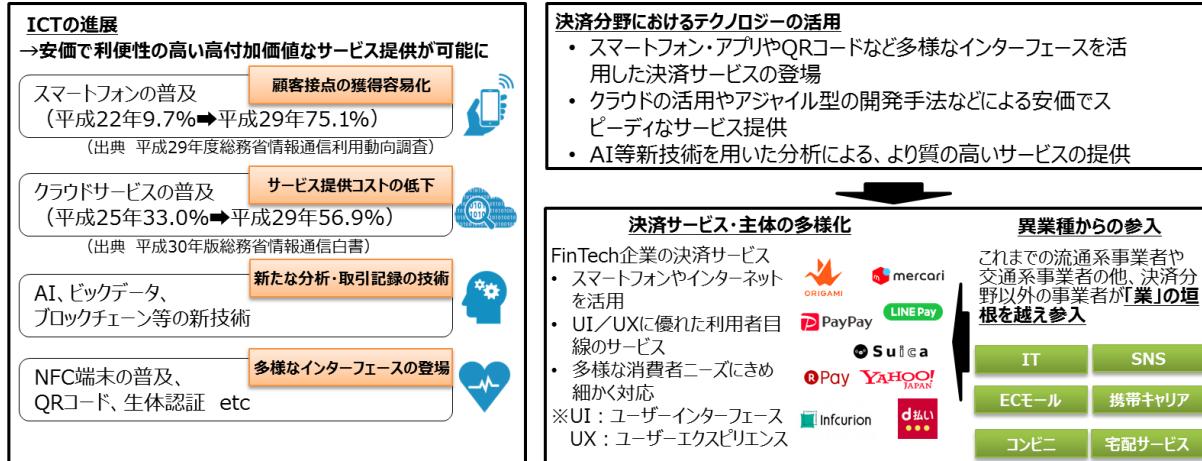
¹ 平成28年6月14日「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P12

² 平成28年6月14日「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」P14

³ UI：ユーザーインターフェースの略。利用者がサービス等を利用する際のインターフェース。

UX：ユーザーエクスペリエンスの略。利用者がサービス等を通して得られる体験のこと。

【図1】決済テクノロジーの進化と決済サービス・主体の多様化



(2)今後の規制体系のあり方

テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ(ビッグデータ)が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、技術のあり様は常に進化を続けている。

割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される一方、これらの新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれない。

このため、適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

具体的には、リスクベース・アプローチや性能規定の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、RegTech/SupTechなどによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。

事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安全・安心な取引環境を構築するために重要な方法であり、消費者保護を精緻化するアプローチであると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、テクノロジー社会を前提とした新たな安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めることが必要である。

なお、リスクベース・アプローチや性能規定の導入といった今回の規制の見直しは、割賦販売法の規制枠組みにおいて、その規制の内容を目的やリスクに見合ったものとするものであり、単なる規制の緩和を行うものではない。

(3) 中間整理⁴後の動向

令和元年6月21日に閣議決定された成長戦略実行計画では、「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する」ことが求められている。

【図2】未来投資会議 成長戦略実行計画

成長戦略実行計画（令和元年6月21日）

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進**する。

…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、…新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入**する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

また、令和元年8月8日、消費者委員会より、中間整理に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直し等に関し、慎重に検討すべきとされた。

こうした要請も踏まえながら、割賦販売法制のあり方について検討を進める必要がある。

⁴ 令和元年5月29日「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」を指す。以下同じ。

第2章 当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置

第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入

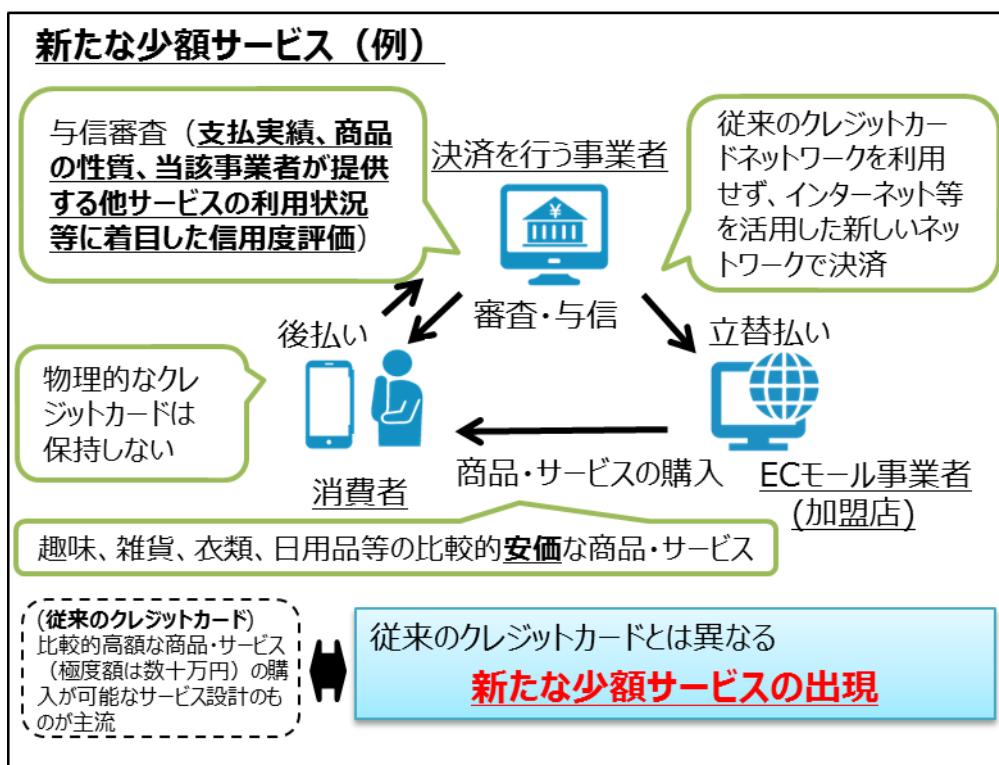
1. リスクベース・アプローチ

(1) 新たな少額サービスにおけるリスク

従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、少額な範囲で高度なリスク管理手法を活用したサービスの展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

例えば、FinTech 企業等による新たな少額サービスとして、日常生活・趣味等に関する比較的安価な商品・サービスの決済に用いられるものが登場している。こうしたサービスは、主として、スマートフォンやインターネット等を活用し決済を完結させるものであり、技術・データを活用した与信審査手法なども駆使しながら、少額の範囲において、消費者ニーズにきめ細かく対応するものである。こうした多様な決済サービスについて、より円滑な事業展開を促進することによって、更なる消費者利便の向上が見込まれる。

【図3】新たな少額サービス（例）



新たな少額サービスは、従来のクレジットカードサービスに比べて、極度額が少額に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい⁵。また、当該サービスについては、テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収

⁵ 極度額が少額であるということについては、支払が過度に困難な債務を負うリスク（や不正利用に伴う損失リスク）を小さくする機能を有し、精緻な与信審査による高度なリスク管理は、リスクの測定方法を高度化することにより、高リスクの取引を排除する形で機能する。

また、こうした高度なリスク管理は、与信審査の精緻化を通じ、適正な与信機会を付与しうるものである。

集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より高度なりスク管理が可能となっている⁵。こうした新たに登場している「少額・低リスクの後払いサービス」について、規制のあり方を検討することが必要である。

なお、少額サービスという場合の「極度額」の範囲については、中間整理において、「そのサービス実態を踏まえ、①月額給与等から概ね支払が可能と考えられる範囲であること、②主として日常生活・趣味等の支払が想定されること、③事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標であること、④消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現してきていることから、極度額ベースで10万円程度が想定される。(このため、個々の利用者の極度額は与信審査により概ね数千円から数万円程度の範囲で設定される。)」とされている。

(2) 割賦販売法における現行規制(一律の法規制)

従来とは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにも関わらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている(一部の民事ルール等を除く)。

【図4】包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

包括信用購入あつせんにかかる規制の概要		
条文	規制項目	概要
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査 (極度額30万円以下であって一定の場合等を除く)
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
第30条の5の2	業務の運営に関する措置	取得した利用者の情報の適正な取扱いのために必要な措置
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の3	契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限	支払総額及び法定利率による遅延損害金の合計を超える請求の禁止
第30条の2の4	契約解除等の制限	20日以上の相当な期間を定めて書面で催告
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2第4項	純資産額(登録拒否要件)	資産 - 負債 ≥ 資本金又は出資額×百分の九十
第33条の2第3項	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2第11項	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第33条の2第8項、第9項	体制整備(反社会的勢力排除)	暴力団員等がその事業活動を支配する法人 等
その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務		

(3) 基本的な考え方

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。特に、新たに登場している少額・低リスクの後払いサービスについては、事業展開を円滑化することにより、消費者の利便性を向上さ

せるものであり、こうしたサービスを提供する事業者については、消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課すことが適切である。

こうしたアプローチは、目的との関係において規制は必要最小限でなければならないとする「比例原則」⁶の考え方からも適切であると考えられる⁷。

(4)リスクベース・アプローチの導入

①「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」の新設

近時、新たに出現している「少額・低リスクの後払いサービス」のうち、少額の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービスであって、ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理が行われているものについて、これを行おうとする事業者を、割賦販売法上、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」と位置づけ、新たに登録制を創設することとする。その際、これらの事業者に対する規制については、主たる扱い手として想定される FinTech 企業のビジネス特性を踏まえた上で、現行の一一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行うものとする。なお、「少額」の範囲については、中間整理に基づき「極度額 10 万円以下」とする。

【図5】「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」の新設



②割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」について、リスクベース・アプローチを導入するにあたり、FinTech 企業のビジネス特性を踏まえた上で、割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について整理を行うと、次のようになると考えられる。

⁶ 「支払可能見込額調査の義務付けは、信用購入あつせん業者の営業の自由及び消費者が与信を受けて商品等を購入する自由の双方に制約を加えるものであり、過剰与信防止という目的との関係において規制は必要最小限でなければならない」（出典：割賦販売小委員会報告書（平成29年5月10日））

⁷ なお、リスクベース・アプローチの適用にあたっては、「少額・低リスクの後払いサービス」とそれ以外のサービスの間での適用のみならず、従来型のクレジットカードサービスの範囲内においてもこれを適用することが適切であると考えられる。その際、具体的にどのように適用していくかについては更に検討を進めていくことが必要である。

また、規制の見直しに際しては、「リスクに応じた規制の見直しを行うことに加え、本来の規制の合理性・実効性を再精査することも重要である」との意見もあり、今後、こうした観点を踏まえつつ、包括的な規制のあり方を検証することが必要である。

【図6】割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

リスクの性質	具体的制度内容	現行法の措置	少額包括信用購入あつせん業者		リスクベース・アプローチに基づく規制見直しの可否
			極度額少額	高度な与信リスク管理	
消費者にとってのリスク	過剰与信防止	・支払可能見込額調査 ・支払可能見込額を超える与信の禁止	少額の範囲のサービスであり、支払が過度に困難な債務を負うことは想定し難く、一部の規制の見直しは可能か。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少なく、一部の規制の見直しは可能か。	(与信審査における性能規定として別途検討)
	契約条件の明示	・取引条件についての広告表示規制 ・書面交付義務 ・取引条件の表示の書面交付義務			現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。 具体的な表示方法について一定の見直しが可能と考え得るか。
	苦情の適切な処理	・苦情処理体制の整備	少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	カード番号の漏えい防止	・クレジットカード番号等の適切管理	現行法上、4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)に限定して規定。		現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	個人情報保護	・利用者の情報の適正な取扱い	必ずしも低くはない。	リスクを踏まえ、留意が必要。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	金銭的な救済	・抗弁の接続	現行法上、4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)に限定して規定。	—	導入済。
		・契約の解除等に伴う損害賠償の額の制限	必ずしも低くはない。	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
	契約解除の猶予	・契約解除の催告	クレジット債務が少額であることから、「20日の書面催告」までには不要。	—	「20日の書面催告」の部分を見直すことが可能と考え得るか。
加盟店にとってのリスク	カード会社の延滞・貸倒れの防止	登録基準 ・純資産要件 ・資本金要件	クレジット債権が小口であり、リスクは分散されており、各加盟店への弊害は相対的に少ない。	延滞・貸倒れのおそれが少なく、カード事業者の財務、ひいては加盟店への弊害は相対的に少ない。	純資産要件・資本金要件について、一定の規制見直しを行うことが可能と考え得るのではないか。
法令遵守に係るリスク	業務体制の整備	・体制整備	主たる担い手として想定されるFinTech企業の特性を踏まえると、体制を一部簡素化しても十分な法令等遵守が図られる。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少ない。	体制の一部（例えば監査方法等）について見直しが可能か。
その他のリスク（社会的リスク等）	反社会的勢力による被害防止 等	登録基準 ・反社会的勢力排除等	—	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。

こうした整理に基づき、今般の見直しでは、(ア)純資産要件等の登録基準、(イ)契約解除の催告期間・催告書面、(ウ)取引条件表示・社内体制整備の見直しを行うことが適切であると考えられる⁸。

③具体的な制度措置

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」について登録制を新設するにあたっては、上記②のリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について、以下の通り、規制の合理化を行うこととする。

⁸ なお、クレジットカードを巡る規制については、割賦販売法の他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務があるが、こうしたマネーロンダリングに関する規制に関しては国際的にリスクベースで考えることが基本とされており（※）、更なる柔軟化の要請もあること等を踏まえ、今後の検討課題とすることが考えられる。

（※）FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）にて策定されているマネロン・テロ資金供与対策の国際基準において、「リスク・ベース・アプローチのコンセプトを明確にするとともに、マネロン・テロ資金供与関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認めることで、より効率的対応を求める」とされている。（出典：<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120217-1.html>）

(ア)純資産要件等の登録基準

(a)純資産要件

現行法上、割賦販売法では、純資産要件として、登録時に、「資産－負債 \geq 資本金又は出資額×百分の九十」を満たすことを求めている⁹。

今次の見直しにあたっては、主たる扱い手として想定される FinTech 企業の事業特性上、多額の初期投資を中長期的に回収する場合が多いことから、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対しては、登録時に(資産－負債)が負の値でないこと、かつ、①登録時にグループ全体で現行基準を満たす、②事業開始から例えば5年以内に現行基準を満たす、又は③事業開始から例えば5年以内に一定額以上(例えば、1,000 万円以上)の純資産を保有することを許容することとする。

(b)資本要件

現行法上、割賦販売法では、資本金要件として、登録時に2,000 万円の資本金があることを求めている。この資本金要件は、旧商法上の株式会社の最低資本金が 1,000 万円とされていること等を踏まえて設定されたものであるが、平成 17 年に会社法が制定され、最低資本金制度は廃止されている。

こうしたことから、今回新設する「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」には、会社規模が小さい事業者の登録が見込まれることや、個々の取引額は少額であると想定され、加盟店を害する可能性が相対的に低いこと等も踏まえ、資本金要件を登録要件としては課さないこととする¹⁰。

(c)与信審査体制のあり方

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、登録時に、技術・データを用いた与信審査手法の適正実施が担保されていることを前提として¹¹、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを用いた与信審査を適正に行うための体制の整備を求めることとする。

(イ)契約解除の催告期間・催告書面

催告期間について関係各法における規制を見ると、賃金業法においては規制はなく、民法においては「相当の期間」とされ、判例・通説では3日程度とされている。

こうしたことを踏まえ、割賦販売法においても、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、主たる扱い手として想定される FinTech 企業の債権回収モデル等を踏まえ、催告期間を現行法に定められている 20 日間から短縮(例えば7日～8日)¹²す

⁹ 割賦販売法第 33 条の 2 第 1 項第 4 号「資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人」(登録拒否要件)

¹⁰ 他方、「加盟店保護等の観点から、ある程度の資本金要件は必要ではないか」との意見もあった。

¹¹ 同節 3. ③事前・事後チェックのあり方に記載する事前・事後チェックを行うことにより担保することとする。

¹² 「特定商取引法第 15 条の 3 において、通信販売では、商品の引渡しから 8 日間は売買契約の解除ができることとされており、日数についてはこうしたことも参考とすべき」との意見があった。

るとともに、催告書面の電子化を進めることとする¹³。

(ウ)取引条件表示・社内体制整備

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」については、主たる担い手として想定されるFinTech企業のUI・UXをより重視するサービス特性や利用者の利便性を踏まえ、取引条件の表示義務に関する規制を柔軟化し、例えば、具体的算定例や特約について、URL表示による記載をすることを認め、その他必要な事項についても精査した上で見直しを行うこととする。

また、社内体制整備について、例えば、必置とされる「営業部門とは独立した監査部署」に代わる監査方法を認めることや、認定割賦販売協会が主催する研修の受講方法を柔軟化(e-learning等)することとし、その他必要な事項についても精査した上で見直しを行うこととする。

¹³ 詳細は、同章第3節（2）論点と具体的な制度措置を参照。

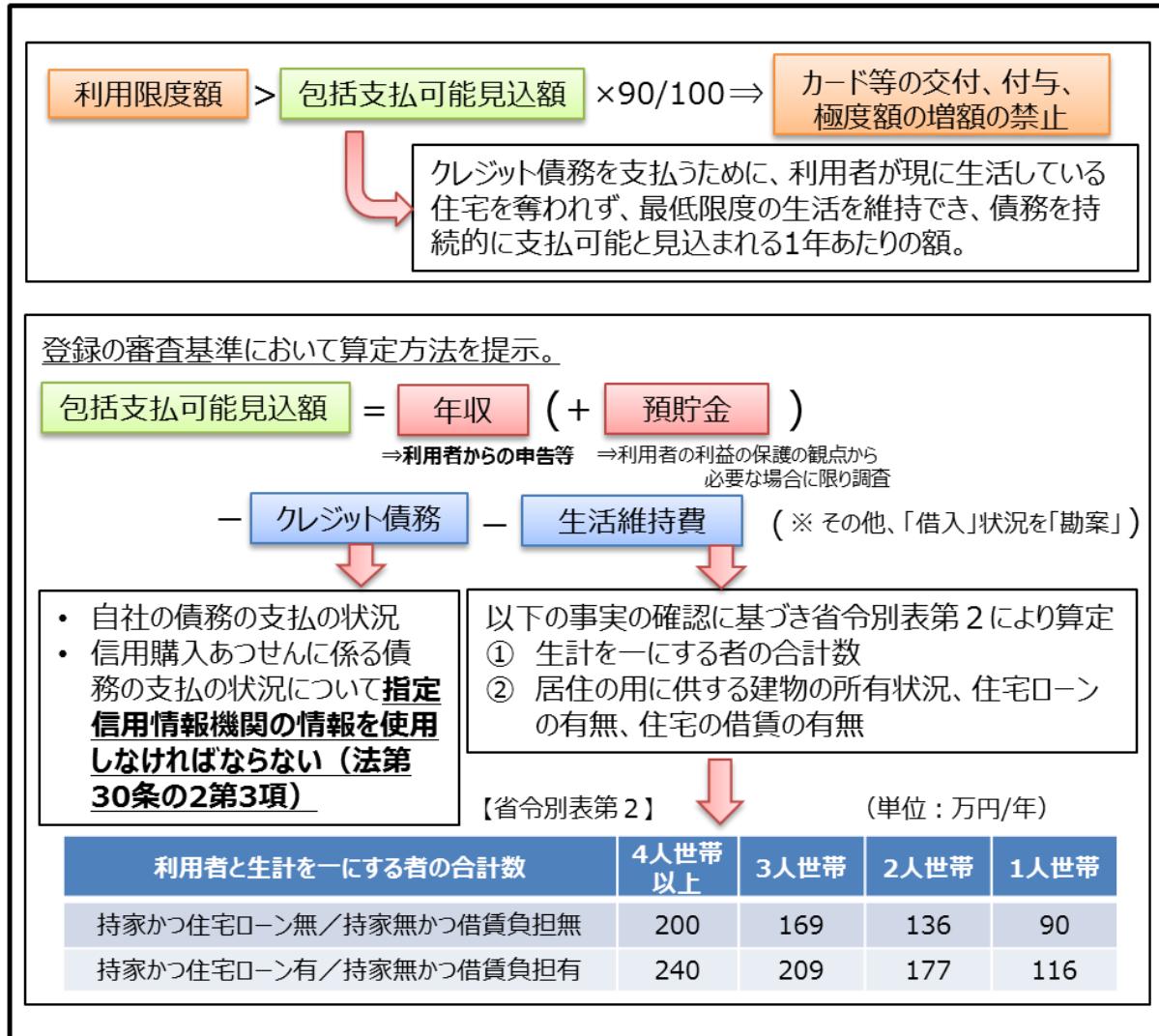
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)

(1) 現行規制における与信審査

割賦販売法における支払可能見込額調査では、調査事項、調査方法(指定信用情報機関の信用情報の使用義務等)及び算定方法が一律に規定されている。

【図7】支払可能見込額調査の概要

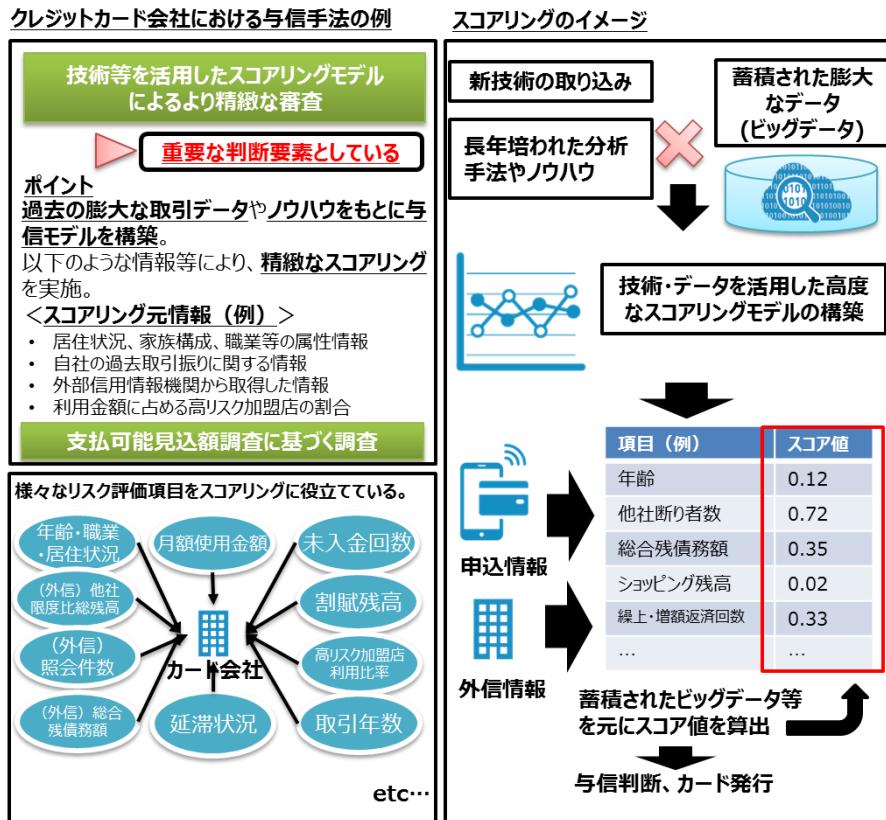
支払可能見込額調査の概要 (法第30条の2、30条の2の2)



(2) 技術・データを活用した与信審査

一方、事業者の実態をみると、クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術・ノウハウを活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。

【図8】クレジットカード会社の与信審査の実態



また、レンディング分野においては、ビッグデータやAIを活用した与信審査のためのテクノロジーが急速に発達し、国内外において、これら技術を活用した新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

【図9】レンディング分野における与信審査の例

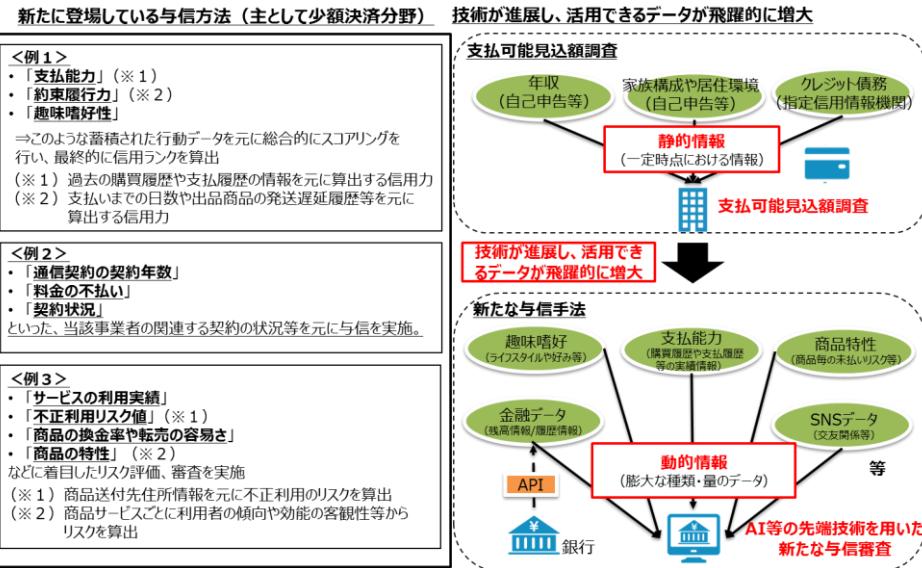
～レンディング分野における与信審査の例～



（出典）各社HP情報等を元に作成

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報(静的情報)だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ(よりリアルタイム性の高い動的情報)を取得することができるようになり、また、これらをAI等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

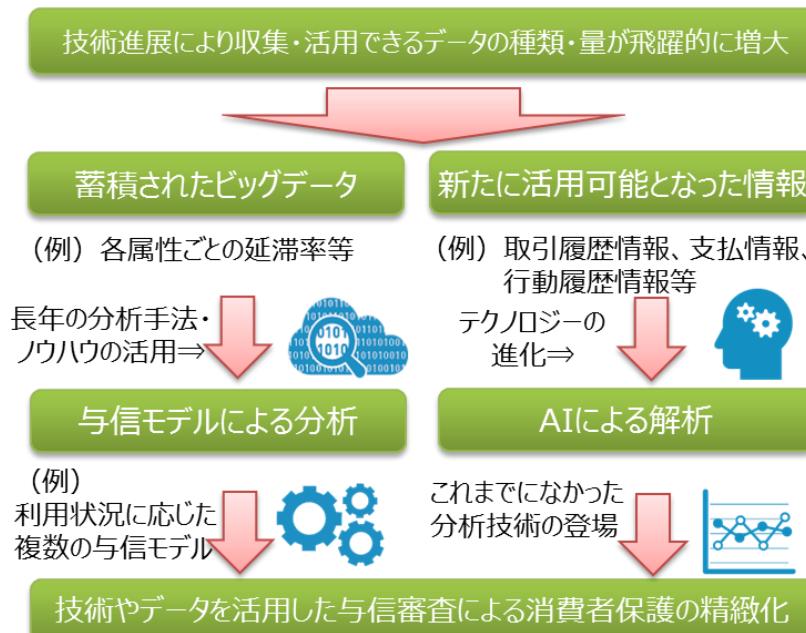
【図10】少額決済分野における与信審査



(3) 与信審査における性能規定の導入

与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、一律の規制ではなく柔軟な規制により、技術革新を取り込みつつ、より精緻な与信審査を促進することは、より安全で安心なクレジットカード利用環境を整備するうえで、有効な手段である。

【図11】技術・データの活用による消費者保護の精緻化



また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを享受することができるよう運用されることが必要である。

以上より、過剰与信を防止するための与信審査における手法についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「性能規定」¹⁴の考え方を導入し、こうした技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべきである¹⁵。

また、画一的な与信規制によらず、性能規定により各社が技術・データを用いた与信手法を行う場合、各企業の与信管理体制及びそれを監視するガバナンスが重要となる。

¹⁴ 性能規定に関しては、平成28年6月14日にとりまとめられた「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」p12にて、「製品安全・保安分野においては、技術進歩や新製品へのより柔軟な対応を可能とするため、製品等が満たすべき技術基準について国が寸法・数値、形状、材質、計算式等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全・保安に不可欠な性能のみを定め、当該性能を実現するための具体的な手段・方法など問わないとする「性能規定」への転換が図られている。…クレジットカード取引のセキュリティ分野においても、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を、技術の力で解決することが重要であり、技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組みを作ることが求められる。こうした観点から、製品安全・保安分野におけるいわゆる「性能規定」の基本的な考え方を取り込むことが適切である。法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとすることで、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようとする必要がある。」とされている。

加えて、与信審査における性能規定の導入に関しては、平成29年5月10日にとりまとめられた「報告書～クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」P23において、「大多数の平均的な消費者の利便性を阻害することのないよう、FinTechの活用等により新たな手法の開発や運用に向けた各社の創意工夫を促すべく、「性能規定」の考え方に基づき、過剰与信防止という目的を達成するための具体的な手続や方法を特定しない規定とした上で、過剰与信防止の観点から各社の手法の実効性をチェックするための一定の共通指標を設け、検証できるようにする方向での改正を目指すべきであるとの多数の意見があった。一方で、過剰与信防止という社会的な要請に基づく義務付けであることを踏まえ、性能規定の考え方の下で個社の裁量判断が多くを委ねてしまうことに懸念を示し、より慎重な審議を要するとの意見もあった。」といった議論があったところである。

¹⁵ なお、性能規定の適用については、いわゆるバーゼルII（※1）をはじめ、事業者におけるリスク管理との関係ではあるものの、リスク管理のインセンティブを尊重することで監督上の目的を達成するという「インセンティブ・コンパティブル・アプローチ」（※2）の考え方があり、こうした実践からも性能規定の有効性が示唆される。

（※1）バーゼルII…「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」を指す。バーゼル銀行監督委員会により1988年にバーゼルIが策定され、これが2004年に改定されたもの。

（※2）インセンティブ・コンパティブル・アプローチ…「金融機関の自主的なリスク管理のインセンティブを阻害するような規制手法ではなく、むしろこれを尊重し、市場規律を活かす手法を採用することにより監督上の目標を達成する」という考え方。（出典 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=16536>）

3. 与信審査における性能規定の導入

(1) 基本的な考え方

FinTech 企業による購入履歴等のビッグデータ・AI 解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現在している中、性能規定の考え方に基づけば、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるすべきである¹⁶。

その際、技術革新を積極的に取り入れ、より良い与信サービスが提供される仕組みとすることが重要であることから、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのではなく、新たな枠組みとして措置することが適切であると考えられる。

また、性能規定の導入にあたっては、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計がなされるべきである。

(2) 中間整理及び消費者委員会からの意見と論点の整理

① 中間整理

基本的な考え方に基づき、与信審査における性能規定の導入に関し、中間整理では、以下の考え方が示された。

- ・ 性能規定の評価基準について、「当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率(又は貸倒率)を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック(プレッジ・アンド・レビュー)により、適切な管理を担保することとする。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務について、使用義務に関し、「指定信用情報機関の信用情報…の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる。」また、登録義務に関し、「少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、…登録義務を課さないとすることが考えられる。」

一方、利用限度額が少額か否かを問わず、信用情報機関への信用情報の使用・登録義務は、多重債務防止のため維持すべきとの意見があり、制度化に向け更に精査し検討を進めることが必要との意見もあった。

- ・ 指定信用情報機関の運用・システムのあり方に関し、「指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24 時間の照会・登録ができないなど、FinTech 企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある。」

¹⁶ 全てのクレジットカード会社が AI やビッグデータ等を活用した与信審査の手法を開発・運用できるわけではないことから、引き続き支払可能見込額調査に基づく与信審査の手法も残しておく必要がある。

②消費者委員会からの意見

令和元年8月8日、消費者委員会より、中間整理に対して意見書が提出され、以下の通り、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直し等に關し、慎重に検討すべきとされた。

- ・ 事前・事後チェックに関しては、「事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべきである。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務については、「指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の登録義務については、「指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべきである。」
- ・ 「政策課題を指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能かについても並行して検討すべきである。」¹⁷

③制度見直しに向けた論点

消費者委員会やその他の関係者からの意見を踏まえ、与信審査において性能規定を導入するにあたり、以下3つの論点について検討を深めた。

- ・ 指定信用情報機関の運用・システムの改善について、どのような対応が行われることが求められるか。
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。
- ・ 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

¹⁷ この他、次のような意見もあった。

- ・ 「利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべきである。」
- ・ 「引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。」
- ・ 「AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことにも留意されたい。」
- ・ 「検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めて、多面的に議論を進めることが望ましい。」

【図 12】制度見直しに向けた論点

＜与信審査における性能規定の導入＞ 技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるべき		
	中間整理	消費者委員会からの意見
(指定信用情報機関) 運用・システムのあり方 論点 1	事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要	政策課題を指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能かについても並行して検討すべき
(指定信用情報機関) 使用義務 論点 2	一律の義務としては課さない	個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべき 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべき
(指定信用情報機関) 登録義務 論点 3	少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せども与信できる場合には課さない	業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべき
事前・事後チェック 論点 3	事前チェック及び事後チェック（プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する	事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべき
その他	—	利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべき 等

論点 1 指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。

論点 2 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。

論点 3 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

(3) 各論点に係る検討(具体的な制度措置)

① 指定信用情報機関の運用・システムのあり方

中間整理以降、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーを中心に、「課題の総点検」を実施するとともに少額・低リスクサービス事業者、既存事業者を含む各種業種・業態に対するヒアリングを実施するなど指定信用情報機関の運用・システムのあり方について検討を進め、現状・課題・対応の方向性について整理を行った。その結果、加盟審査期間の短縮、利用時間の拡大、新たな料金体系の導入、柔軟なネットワーク環境の導入といった様々な観点からの運用・システムの改善の方策が示された。

【図 13】株式会社シー・アイ・シーの運用・システムの見直し

3. 割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた対応の全体概要		
● 指定信用情報機関の運用・システムに対する意見		■ 意見を踏まえ…
① 指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する ② 画一的なシステム対応が求められる ③ 24時間の照会・登録ができない		✓ 『課題の総点検』を実施 ✓ 既存事業者および少額・低リスクサービス事業者を含む各種業種・業態との対話を実施
1. 加盟	現状	主な課題
	・加盟までに最大9ヶ月を要する事業者がいる	・審査期間が長いため早期に利用できない ⇒画一的な加盟審査のため時間がかかる
2. 利用	・照会時の入力項目が多い（最大28項目） ・全ての契約および契約内容を回答している	・本人特定項目以外の入力項目がある ⇒項目過多により作業負担が大きい ・必要な情報に限定した取得ができない
3. 登録	・登録項目数が多い（最大67項目） ・月1回以上の登録更新を求めている	・項目数が多くシステム構築が煩雑になる ⇒一律的な項目の登録に対応するシステム構築が負担 ・商品・金額等のリスク度合いを問わず 毎月更新が必要である
4. 運用	・利用時間が8：00～22：00である ・照会件数を考慮した料金設定である（平均料金23円／件）	・夜間に利用することができない ⇒時間制約により柔軟に利用できない ・料金設定の方法や水準に負担感がある
5. インフラ	・1つの基幹システムで情報を保有している ・当社指定のネットワークを利用している	・スピーディーに利用、登録ができない ・ネットワーク接続環境が固定化されている
		割賦販売小委員会の意見を基軸として、 広範に検討課題を以下のとおり整理した
■ 対応の方向性		
1. 加盟		○「加盟審査期間」の短縮 [2019年度] ⇒概ね2ヶ月程度に短縮 等
2. 利用		○「入力項目」を削減 [2020年度] ⇒氏名・生年月日等の本人特定項目に限定 等 ○「選択制」の導入 [2020年度] ⇒回答対象となる契約の選択・回答内容の編集機能の導入 等
3. 登録		○「登録項目」を合理的な範囲で削減 [2020年度] ⇒登録項目の見直し 等 ○「柔軟な登録更新サイクル」の導入 [2019年度] ⇒2ヶ月に1回などの更新を許容 等
4. 運用		○「利用時間」の拡大 [2020年度以降] ⇒システム処理の見直し・24時間化の検討 等 ○「新たな料金体系」の導入 [2020年度以降] ⇒希望する回答項目等の多寡に応じた料金体系の新設 等
5. インフラ		○スピーディーな利用環境を実現する 「専用データベース」を構築 [2020年度] ⇒少額・低リスク向け専用データベースの構築 等 ○「柔軟なネットワーク環境」の検討 [2020年度] ⇒オープンAPI等を活用したネットワーク接続の検討 等

今後、上記の対応の方向性に基づき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である。

運用・システムの改善を進めて行くにあたっては、こうした整理を前提としつつ、利便性とコスト・セキュリティの観点から両立を図り、状況に応じ最適解を考えながら対応を進めていくことが求められる。

また、従来のネットワーク網に加え、オープン APIなどのインターネットを利用した柔軟なネットワーク環境を実現するにあたっては、そのセキュリティリスクに十分に対応可能な体制を構築することが不可欠である。

そして、割賦販売法上、指定信用情報機関として指定を受けている事業者は現状、株式会社シー・アイ・シーの1社のみであることから、こうした独占性の懸念が排除され、料金設定を適切に行い、また、上述の運用・システムの改善の取組が一時的なものとならず、継続的な見直しとなるよう、適切に運営がなされる枠組みを整備することも合わせて必要となる。

②指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務

(ア) 指定信用情報機関の信用情報の使用義務

現行法上、支払可能見込額調査を行う際においては、指定信用情報機関の信用情報を使用することが義務付けられている¹⁸。当該義務については、中間整理において、与信審査における性能規定の導入にあたっては、一律の義務としては課さないとする考え方方が示された一方、消費者委員会から提出された意見書では、慎重な意見が述べられている。

中間整理において示された考え方

当該義務については、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み(計算式)を用いて支払可能な能力・額を算定する場合に必要となる情報(クレジット債務等)を参照する義務である。従って、性能規定の考え方に基づき、購入履歴等のビッグデータ・AI 分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査により、支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、支払可能見込額調査の算定式を用いず、技術・データに基づく与信モデルを用いることとなるため、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる。

他方、…他社のクレジット債務についてすでに延滞等が発生している情報を把握することなく与信審査することによって、多重債務防止の性能が確保できるのか…といった意見もあった。

¹⁸ 割賦販売法第30条の2第3項「包括信用購入あつせん業者は、第1項本文の規定による調査（支払可能見込額調査）を行うときは、…指定信用情報機関…が保有する特定信用情報…を使用しなければならない」

消費者委員会の意見書

指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。

こうしたことを踏まえ、以下のように整理することが適当であると考えられる。

- ・ ビッグデータ・AI 等の技術・データの活用による与信審査について、これが適正に運用される場合には、現状、実務・実態上、必ずしも指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができるとされている¹⁹。
- ・ 一方、現在、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課している趣旨に鑑み、技術・データを活用した与信審査手法において、当該義務なくその目的を達成できるかどうかについては、必ずしも明らかではない状況にある。
- ・ こうした中、事業者の利便を踏まえ、指定信用情報機関において、運用・システムのあり方の検証・改善を行うことを前提に、使用義務・運用については引き続き義務とすることが妥当であると考えられる。

従って、現時点では、与信審査における性能規定の導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする。

(イ) 指定信用情報機関への信用情報の登録義務

現行法上、支払可能見込額調査において信用情報を使用するため、指定信用情報機関に加入することが実態上必要であり、加入包括信用購入あつせん業者は割賦販売法第 35 条の 3 の 56 に基づき、指定信用情報機関への基礎特定信用情報²⁰の情報提供(登録)が義務付けられている。

当該義務について、中間整理では、「少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、…登録義務を課さないとすることが考えられる」とされた一方、その後消費者委員会から提出された意見書では、「業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべき」との指摘がなされたところである。

こうしたことも踏まえ、少額・低リスクの後払いサービスで指定信用情報機関の信用情

¹⁹ こうした実務・実態に基づき、指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができる場合には、使用義務を課す必要はないとする意見も複数あり、今後こうした観点も踏まえて検討を進める必要がある。

²⁰ 法第 35 条の 3 の 56 (氏名／住所／生年月日／電話番号／勤務先／保険証又は本人確認書類に記載された番号等／利用者と 2 か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日／支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務／1 年間に支払いが見込まれる額／支払遅延の有無 等)

報を使用せずとも与信できる場合の指定信用情報機関の信用情報の登録義務については、以下のように整理することが適当であると考えられる。

- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す場合、使用する情報の正確性の確保の観点から、少額・低リスクの後払いサービスであっても登録義務を課すことが適当であると考えられる。加えて、この場合には、登録に係るコスト負担の公平性の観点からも許容しうる。
- ・ なお、当該情報の正確性の確保は、少額・低リスクの後払いサービス以外のサービスを提供する事業者も多数存在する中、こうした事業者の与信審査においても重要であると考えられる。
- ・ 更に、登録に関する手続き・事務負担に関しては、指定信用情報機関において、運用・システムのあり方の検証・改善が進められている。

従って、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用・システムの改善がなされることを踏まえ、現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すこととする²¹。

(ウ)段階的な見直しに際しての留意点

指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について段階的な見直しを行うに向けて、後述する事前・事後チェック等を実施する際には、見直しの可否を評価するためのデータ・エビデンスを収集しておくことが重要である。

③事前・事後チェックのあり方

(ア)基本的な考え方

中間整理や消費者委員会からの意見を踏まえ、技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際の事前・事後チェックのあり方としては、「プレッジ・アンド・レビュー」の考え方を基本とし、具体的には以下の通りとすべきであると考えられる。

(イ)事前チェック

事前チェックとして、技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の認定制度を設け、その認定要件としては、以下のような基準を設けることとする。

(a)技術・データを用いた与信審査手法

技術・データを用いた与信審査手法が利用者の支払可能な能力を判断することができるものであることを確認するため、認定を受けようとする事業者は行政に対し、(i)与信審査手法と(ii)延滞率についてプレッジを行うこととする。

(i)与信審査手法については、各社は行政に対し、技術・データを用いた与信審査手法

²¹ なお、少額・低リスクの後払いサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合以外に関しても、引き続き登録義務を課すこととする。

の具体的なあり方を、説明責任を持って、プレッジする。その際、少なくとも、①現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除すること及び②不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まないものとする。

なお、与信審査にデータを用いる際は、閲覧履歴や購買履歴などの行動履歴も個人に紐付けて収集・分析される場合が多いと思われることから、利用者が個人情報がどのように利用されているか明確に分かるよう、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法や信用分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り、取り扱う個人情報とその利用目的との関係を明らかにするなど、適切な取扱いを行っているかについてもチェックを行う必要があるとの意見もあり、運用に際しては、こうした観点も踏まえる必要がある。

(ii) 延滞率については、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、CIC データ²²等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつ、各社が延滞率(定義・水準)をプレッジすることとする。また、「包括信用購入あつせん業者」においては、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率を管理することをプレッジすることとする(基本水準:〇〇%程度、許容幅:0~〇〇%)。

(b) 適正運用のための内部管理体制の整備

(i) 与信審査・管理体制、(ii) 与信審査・管理に係る準則、(iii) 与信審査の検証体制の3つの観点から体制が整備されていることを確認することとする。

(i) 与信審査・管理体制としては、(a)独立した与信審査・管理を行う責任部署が設けられ、責任者が置かれていることや、(b)内部監査部署が設けられていることとする。

(ii) 与信審査・管理に係る準則としては、与信審査・管理に係る規程やマニュアルが定められ、責任者、審査の方針等が定められていることが必要である。

(iii) 与信審査の検証体制としては、与信審査手法の妥当性について、その検証方法や見直し基準が定められ、これに基づき適切な検証・見直しが行われていることを求めることとする。

(ウ) 事後チェック

(a) 延滞率によるチェック、(b) 定期的なレポート、(c) 著しく不適正な与信審査の場合の行政上の措置により事後チェックを行うこととする。

(a) 延滞率によるチェックとして、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、認定時に各社がプレッジした、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績を勘案した延滞率(定義・水準)で適正管理ができていることをレビューすることとし、また、「包括信用購入あつせん業者」においては、認定時にプレッジした、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率の適正管理ができていることをレビューすることとする。

²² 指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーが保有する延滞率情報。なお、「当該情報をはじめとしたクレジット業界の指標のみならず、社会全体の経済動向や他の与信分野の動向についても留意すべきである」との意見もあった。

- (b)定期的なレポートとして、例えば年1回の報告義務を課すこととする。
- (c)その上で、著しく不適正な与信審査を行っている場合には、改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消しといった行政上の措置を行うこととする。

包括信用購入あつせん業者における延滞率の定義の例としては以下のようなものが考えられる。

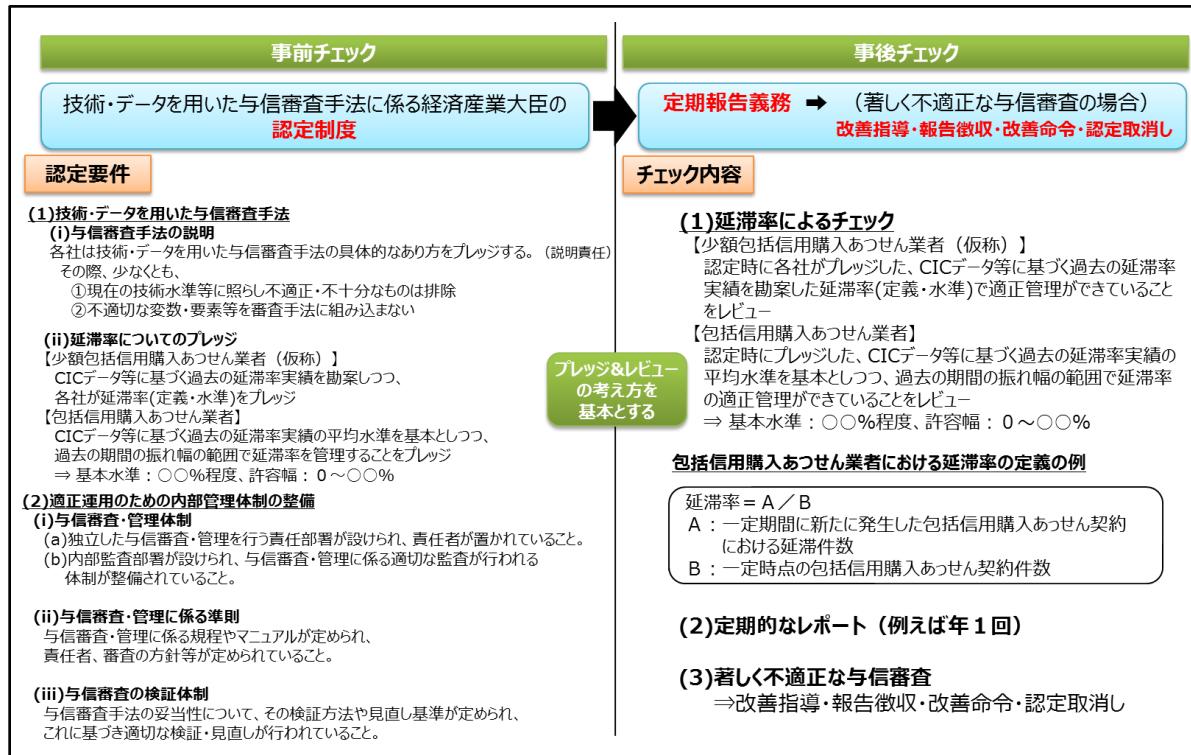
$$\text{延滞率} = A / B$$

- A:一定期間に新たに発生した包括信用購入あつせん契約における延滞件数
 B:一定時点の包括信用購入あつせん契約件数

(エ)制度見直しの方向性のまとめ

以上により、与信審査における性能規定の導入の枠組みを整理すると以下のようになる。なお、その際、中間整理で示された通り、いたずらに事業活動を制約することがないよう、経済環境の変化等に留意することが必要である。

【図 14】事前チェック・事後チェックの枠組み



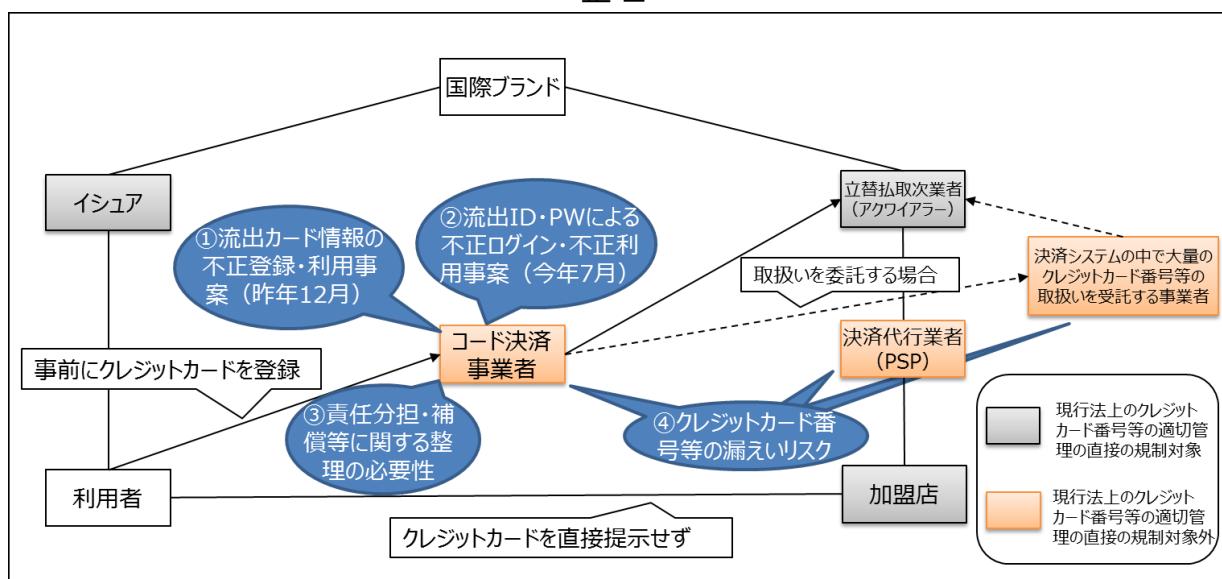
今後、今般法制化すべきとされた、技術・データを用いた与信審査に係る認定制度の実践の上に、消費者保護の観点に留意しつつ、例えば認定を受け、適正に実施される新たな手法を類型化すること等により、支払可能見込額調査以外の与信審査手法のあり方が実証され、これに代わる制度を指向することも検討する必要がある。

第2節 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

(1)クレジットカード取引を取り巻く環境変化

ICT の進展に伴い、決済テクノロジーが進化し、コード決済事業者等、新たに決済サービスに携わる事業者が出現している。こうした事業者に関しては、利用者の利便性を向上させている一方、昨年 12 月のクレジットカード不正登録事案や、今年 7 月の第三者からの不正アクセス被害の発生に見られる通り、セキュリティ上の問題など、新たな問題が生じている。このため、発生している事案やリスクを踏まえ、どのように対応することが考えられるか整理することが必要である。

【図 15】コード決済事業者等を取り巻くクレジットカード取引と昨今の不正利用事案等の整理



(2)昨今発生している不正事案やリスクに係る検討

①流出カード情報の不正登録・利用事案(昨年 12 月)の概要と対応

昨年 12 月、コード決済サービスにて、流出したカード情報を元にクレジットカードが登録され、不正利用される事案が発生した。これを受け、(一社)キャッシュレス推進協議会にて「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」が策定され、その後、同様の事案は発生していない状況にある。

なお、同協議会では、同時に、QRコード等の仕様の統一化を図るとともに、セキュリティ対策について必須の対策から参考となる対策までを整理した「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン(CPM／MPM)」を策定している。

【図 16】コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドラインの概要

	コード決済事業者	クレジットカード事業者
アカウント作成時	本人認証	—
クレジットカード登録時	<ul style="list-style-type: none"> ・券面認証（入力回数制限含む） ・3Dセキュア ・属性・行動分析 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・3Dセキュアの啓発 ・オーソリモニタリング ・クレジット名義人への登録通知
決済時	<ul style="list-style-type: none"> ・金額や利用回数等の上限設定 ・取引モニタリング ・クレジットカード事業者との情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の精度向上・強化 ・コード決済事業者との情報連携
決済後	<ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の精度向上・強化 ・関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正検知の精度向上・強化 ・関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止

②流出 ID・PW による不正ログイン・不正利用事案(今年 7 月)の概要と対応

今年 7 月、コード決済サービスにて、流出 ID・パスワードによりアプリ内で不正ログインが行われ、アプリと端末との紐付け管理がなされていなかったため、登録されているクレジットカードを用いてチャージを行い、商品が購入される事案が発生した。

「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」では、アプリと端末との紐付け管理を求めており、ログイン ID・パスワードが流出しても、端末が異なれば決済拒否等が可能だが、こうしたガイドラインで掲げている措置が必ずしも遵守されていなかった。

当該事案を受け、経済産業省では、(一社)キャッシュレス推進協議会の全会員に対し、不正対策ガイドラインの趣旨と取組徹底を求める文書を発出するとともに、同協議会主催の「コード決済普及促進プロジェクト全体会」において、参加会員全員に対し不正対策の実施について、強く要請を行った。

また、同協議会においては、「複数システムを連携させた決済サービスにおける不正利用対策に関する検討会」を立ち上げ、システム連携時に決済事業者として注意すべきセキュリティ対策について検討を進め、10 月にガイドラインの改定を行っている。

③責任分担・補償等に関する整理の必要性に関する概要と対応

昨今のコード決済サービスにおける不正利用事案の発生を受け、コード決済事業者による安全かつ安心な決済サービスの提供の重要性が改めて認識される中、消費者にとって「安心」な決済サービスであるためには、不正利用が発生した場合に利用者にどのような責任・補償等があるかを、あらかじめ明確にしておく必要がある。

こうした中、(一社)キャッシュレス推進協議会において、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集(利用者向け利用規約)」が策定・公表されたところである。当事例集では、コード決済事業者に対し、不正利用における責任分担・補償等の規定を利用規約等に明示的に記載することを求めている。

なお、当該事例集の公表後、利用規約等を変更したコード決済事業者も複数存在する。

④①～③についての今後の対応の方向性

①～③のような問題に適切に対処するためには、割賦販売の範囲を超えたコード決済サービス全般に係る包括的な対策が必要であり、(一社)キャッシュレス推進協議会において、コード決済事業者における継続的なセキュリティ対策や消費者への適切な情報提供がなされるための機動的な対応が進められており、引き続き各種ガイドライン含め、対策の効果を見極めつつ、こうした取組をフォローしていくことが必要であると考えられる。

⑤クレジットカード番号等の漏えいリスク

(ア)クレジットカード番号等の適切管理義務の制定経緯と現行法の概要

クレジットカード番号等の適切管理義務は、平成 20 年改正時、現行法第 35 条の 16 第1項において、イシュア(第1号)・アクワイアラー(第2号)を直接の義務主体として措置された。その後、平成 28 年改正時に、加盟店からのカード情報の漏えい拡大を受け、加盟店が直接の義務主体として追加された(第3号)。

加えて、法第 35 条の 16 第3項に基づき、これらの事業者からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者は、クレジットカード番号等取扱契約受託業者として、委託元から必要な指導その他の措置を受けることとされている。

また、平成 28 年改正においては、アクワイアラーと決済代行業者(PSP)又はコード決済事業者等のうち、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録が必要となり、法第 35 上の 17 の9 に基づき、当該登録を受けた者についても適切管理の義務がかかることとなっている。

【図 17】現行法上のクレジットカード番号等の適切管理義務

条文	主体	クレジットカード番号等の適切管理義務
35条の16	①クレジットカード等購入あつせん業者（イシュア）	直接の義務主体（第1項第1号）
	②立替払取次業者（アクワイアラー）	直接の義務主体（第1項第2号）
	③加盟店	直接の義務主体（第1項第3号）
	④①～③からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者	①～③から適切管理のための指導等を受ける（第3項） (間接的な義務主体)
35条の17の9	⑤クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（※ 1）	直接の義務主体（35条の17の9）

（※ 1）アクワイアラーとPSP又はコード決済事業者等のうち、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者が登録が必要となる。

(イ)新たに決済サービスに携わる事業者の出現

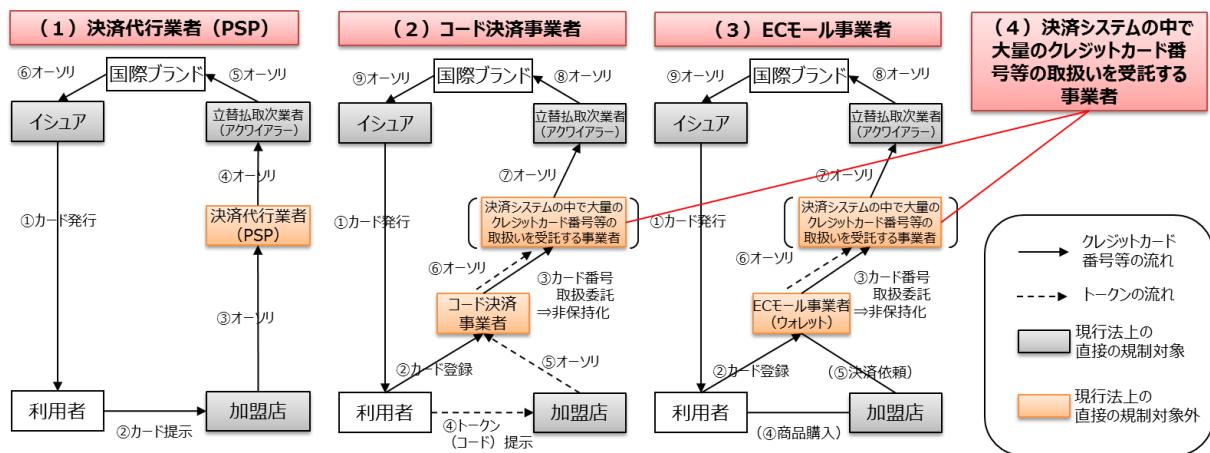
ICT の進展に伴い、決済テクノロジーが進化する中、決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者として、以下のような類型の新たに決済サービスに携わる事業者が出現しており、これらの事業者とクレジットカード番号等の適切管理義務との関係をどのように考えるかについて整理を行う必要が生じている。

- ・ 決済代行業者(PSP)…アクワイアラー・加盟店間の決済データの授受やアクワイアラーと包括加盟店契約等を締結することで加盟店にクレジットカード決済スキームを提供する事業者
- ・ コード決済事業者(QR コード決済事業者など)…利用者からクレジットカード番号等

の提示を受け、これを自社又は他社に委託することでトーケンに置換し、トーケン(コード)を用いた後払いサービス等を提供する事業者²³

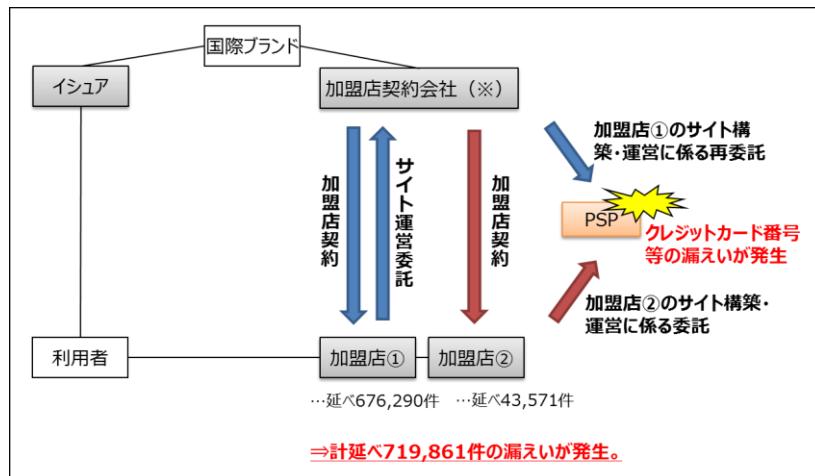
- ・ EC モール事業者…利用者からクレジットカード番号等の提示を受け、EC モール内でこれを用いた後払い決済が可能となるようなウォレットサービス等を提供する事業者
- ・ 決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者…コード決済事業者や EC モール事業者等から、クレジットカード番号等の取扱いの委託を受け、クレジットカード番号等を大量に取り扱う事業者

【図 18】各主体の提供するサービスとクレジットカード番号等との関係



このうち、決済代行業者(PSP)においては、平成 29 年3月、Apache Struts²⁴の脆弱性を悪用した不正アクセスを受け、延べ約 700,000 件のクレジットカード番号等が漏えいする事案が発生した²⁵。

【図 19】決済代行業者(PSP)からの漏えい事案の概要



²³ なお、今後の技術進展次第では、QR コード等のコード以外にも、顔認証や静脈認証などの生体認証をはじめとした、多様なインターフェースを用いた決済手段が出現することが想定される。

²⁴ Apache Software Foundation が提供する Java のウェブアプリケーションを作成するためのソフトウェアフレームワーク

²⁵ 本事案では、16 衝のクレジットカード番号の他、セキュリティコードも漏えいしたものもあり、こうした場合には他の事業者のセキュリティ対策が無効化される懸念もある。

(3)クレジットカード番号等の適切管理に係る検討

①今回の検討課題となる事業者と現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の関係

上記の4類型の事業者と現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の適用関係について整理すると、以下のようなになる。

- ・これらの事業者は現行法上のクレジットカード等購入あつせん業者・立替払取次業者・加盟店の定義に該当しない。
- ・決済代行業者(PSP)やコード決済事業者等は、イシュア・立替払取次業者・加盟店等との間でクレジットカード番号等の取扱いの委託契約関係があれば、これらの事業者からクレジットカード番号等の適切管理のための指導等を受けるが(間接的に適切管理の義務がかかる)、当該間接的な義務がかかるかどうかは、専ら当事者間の委託契約関係の有無によることとなり(例えば、コード決済事業者の場合、一般的には委託関係はない)、委託契約関係がない場合には指導を受ける等間接的な義務がかからない。
- ・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録は、アクワイアラー又は決済代行業者(PSP)・コード決済事業者のうち、加盟店契約を締結する際に最終的な決定権限を有するいずれかの者が登録の義務を負うこととなっており、専らこれら事業者の間の契約関係により登録の要否が決まる。従って、決済代行業者(PSP)やコード決済事業者が登録を要しない場合には、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者としてクレジットカード番号等の適切管理に係る直接の義務は課されない²⁶。
- ・従って、これらの事業者は直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

②具体的な制度措置

以上の整理を踏まえ、以下の観点から、決済代行業者(PSP)・コード決済事業者・ECモール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課すことが適当である。

- ・大量のクレジットカード番号等を取り扱っており、漏えいすれば、大規模な情報漏えい事件につながることが懸念される。
- ・決済代行業者(PSP)において、平成29年に約700,000件のクレジットカード番号等が流出する事案が発生。コード決済事業者等においても、大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生するリスクを抱えている。
- ・上述の通り、委託契約関係や登録の有無により、直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

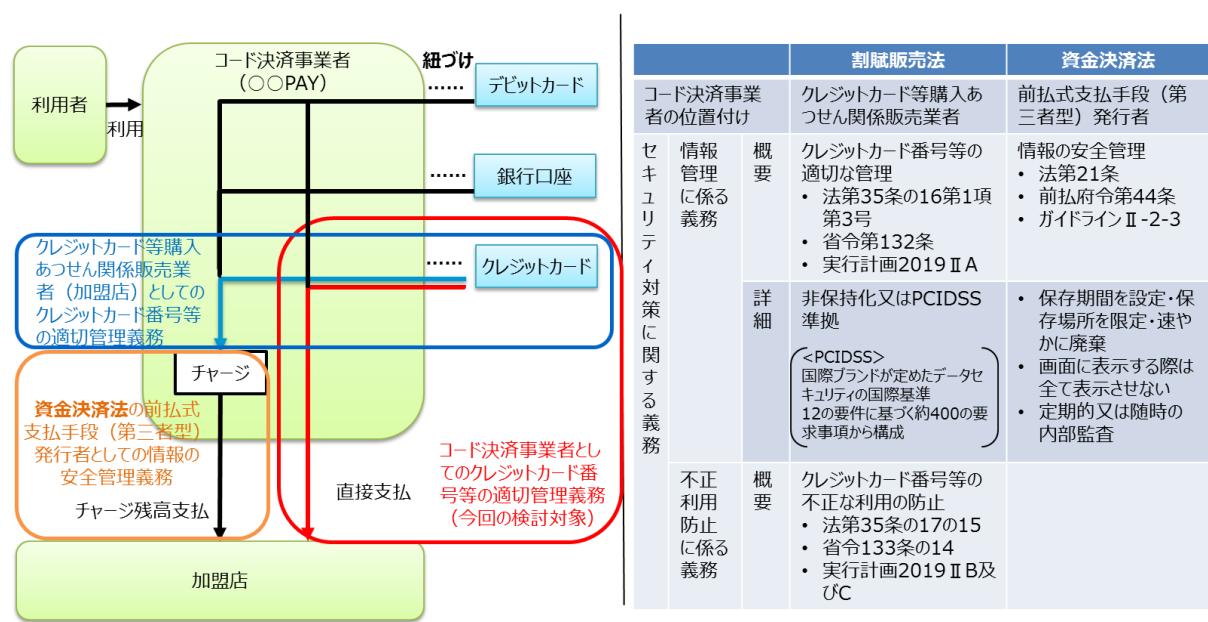
²⁶ クレジットカード番号等の適切管理の義務主体ではない。

【参考】コード決済事業者にかかる義務の整理

例えば、コード決済事業者には、現行法上、クレジットカードによりチャージを行うケースでは、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者として、クレジットカード番号等の適切管理義務がかかることに加え、資金決済法上の前払式支払手段(第三者型)発行者として、情報の安全管理義務がかかるなど、事業を営むに当たり、複数の法律の対応が求められる場合がある。

(クレジットカードでチャージができる前払式支払手段(プリペイドカード等)においても同様に、割賦販売法と資金決済法の義務がかかる構造となる)

【図 20】コード決済事業者にかかるセキュリティ対策義務



第3節 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～

(1) 現行法上の書面交付義務

現行法上、書面交付義務として、包括信用購入あつせん業者は、カード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられており、電子メール等による方法を用いるためには、利用者の事前の承諾が必要となっている。

一方、加盟店については、平成 28 年改正により、事前の利用者の承諾を必要とせず、書面・電子的手段のいずれによる情報提供も可とすることとした。但し、その際にも、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面の交付が必要であることとされた。

【図 21】現行の割賦販売法における書面交付義務(包括)

	義務の内容	電子メール等の可否
包括信用購入あつせん業者	カード等の交付時の取引条件表示 例) カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる。
	カード利用時の書面交付 例) 毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の書面交付 例) 請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時の情報提供 例) 対面取引におけるレシート等	原則：情報提供（書面／電子メール等） 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

(2) 論点と具体的な制度措置²⁷

①「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の「完全電子化」

(ア) 中間整理と論点

近時、QR コード等を用いたスマートフォン決済や、スマートフォン・パソコン等を利用した EC 取引が一般化する中で、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について、「完全電子化」²⁸する必要性・許容性について、中間整理では下記のように整理がなされている。

中間整理において示された考え方

(必要性)

書面の交付を求められた場合には法定事項を記載した書面を交付しなければならないとした場合、結局、…加盟店においては紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、包括信用購入あつせん業者においては事業者の印刷や郵送等のコストがかかるため、十分な電子化メリットが享受できない状況となるが、…(完全電子化を行えば、)こうした負担の軽減につながることが見込まれる。

²⁷ 「書面交付の電子化を考えるにあたっては、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 12 年法律第 144 号。いわゆる IT 基本法）に掲げられた目的及び方針を踏まえて積極的に対応すべきとの大きな視点を踏まえることが重要」との意見があつた。

²⁸ 利用者等から書面での交付を求められた場合にも、書面を交付する義務を課さないとすることをいう。

(許容性)

スマートフォン・パソコンによりクレジットカード機能を利用する利用者層の利便の観点からも、許容される。

こうした場合においては、利用者は既にインターネットや電子メール等を一定程度使いこなすことができていると考えられ、デジタル・ディバイドの観点からも許容できる。

こうしたことを踏まえれば、スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・ディバイドの観点から、いわゆる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について「完全電子化」が認められると考えられる。

そこで、制度の見直しに向け、「完全電子化」が認められる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とは、具体的にどのようなサービスかについて検討を深めた。

(イ)「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の考え方と具体的な制度措置

スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・ディバイドの観点を踏まえ、(a)カード番号等の交付・付与時、(b)カード番号等の利用時及び(c)債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とする。

こうしたサービスについて、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、「完全電子化」を認めることが適切である。

なお、現時点においては、以下のような場合は、上記(a)(b)(c)の少なくともいずれかの時点でスマートフォン・パソコンのみによって行われている場合とは言えず、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とはみなさない。これらの「完全電子化」については、今後、スマートフォン・パソコンの利用状況、デジタル・ディバイドの観点を踏まえ、検討を深める必要がある。

現時点において、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」に該当しないとする例

- ・ 物理的カードを同時に/追加で交付する場合
- ・ 物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合
- ・ 物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済(QRコード決済やNFC決済等)する場合

②包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

(ア)中間整理と論点

中間整理では、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直しに関し、以下の考え方が示された。

中間整理において示された考え方

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合において、包括信用購入あつせん業者における取引条件の表示義務やカード利用時の書面交付義務について、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、利用者の利便性を向上させるとともに、事業者のコスト負担軽減という観点からも適切である。また、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要である。

こうした考え方を前提とし、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合の包括信用購入あつせん業者における書面交付義務について、加盟店の場合と同様、事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができるすべきであると考えられる。その場合、どのような点に配慮した上で、具体的にどのような仕組みにすることが適切かについて検討を深めた。

(イ) 具体的な制度措置

平成 28 年改正における加盟店の書面交付義務の見直しは、「スマートフォンの普及等情報化の飛躍的進展という社会状況の変化、FinTech 等によるイノベーション振興の観点、情報提供に関して IT 化に応じた対応を図る他方の動向等を踏まえ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう²⁹措置されたものである。

こうした考えの下、平成 28 年改正により、既に加盟店において、書面交付義務に代えて情報提供によることとされている中、利用者の利便性や事業者のコスト負担の軽減、デジタル・ディバイドの観点から、包括信用購入あつせん業者の書面交付義務についても同様の仕組みを念頭に置くことが考えられる。

加えて、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要であることから、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととすることが考えられる。

こうしたことを踏まえ、包括信用購入あつせん業者の書面交付義務³⁰については、原則「情報提供」(書面/電子メール等のいずれも可)によることを認めることとする一方で、電子的通信手段を有しない利用者等への情報提供が確保されるよう、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととすべきである。

以上のとおり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」において書面の「完全電子化」を図り、包括信用購入あつせんにおいて原則「情報提供」を許容するに際しては、こうした情報提供は、利用者が契約関係や利用情報を正確に把握する上で重要であるこ

²⁹ 平成 28 年 6 月 2 日 割賦販売小委員会報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>P26

³⁰ (法第 30 条) カード等の交付時の取引条件表示、(法第 30 条の 2 の 3 第 1 項) カード利用時の書面交付義務、(法第 30 条の 2 の 3 第 2 項) リボ払い債務請求前の書面交付義務を指す。

とに鑑み、制度の見直しに合わせて、消費者に対する啓発・教育に取り組むことが重要である。

③契約解除前等の催告書面の電子化

契約解除前等の催告書面は、利用者の法的な契約関係に影響するものであるため、特に重要なものであるとの指摘があり³¹、その電子化に際しては、高齢者等の電子的通信手段を有しない利用者に対する一定の配慮が必要と考えられる。

一方で、契約解除前等の催告書面の交付の方法については、利用者自身の意思が尊重されるべきものであり、少なくとも、書面交付以外の方法を認めない現行制度については、電子化の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の利用者は、主として、「デジタル・ネイティブ」等の既にインターネット等を使いこなすことができる利用者が想定され、書面で交付を受けるより、いつでもどこでも受け取れ、利便性が高い電子での交付を受ける方が、消費者保護にも資するとも考えられ、「デジタル・ディバイド」の観点からも「完全電子化」とすることが許容できると考えられる。

こうしたことを踏まえ、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」に係る包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、「完全電子化」とすることが適当である³²。

なお、スマートフォンの急速な普及の中で、通常、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」を利用する利用者においては、「デジタル・ディバイド」という観点での問題は比較的想定されにくいと考えられるものの、「完全電子化」という新たな手法によることとするに際しては、上述した啓発・教育活動を進めるとともに、こうした制度の見直しの影響について、引き続き実態把握・検証を行うことが求められると考えられる。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外のサービスに係る包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、段階的な見直しを行うものとし、現時点においては、原則書面交付とした上で、利用者が承諾した場合には、電子メール等の方法によることができるとする。

ただし、「情報通信技術の活用が進む今日の社会において、書面の電子化による利点や課題などを考慮すれば、原則「情報提供」としても差し支えないのではないか」といった趣旨の意見も複数あり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外のサービスに係る契約解除前等の催告書面の更なる電子化についても、関係する内外状況を踏まえつつ、原則「情報提供」とした場合の課題を整理し、今後検討を深めることが重要であると考えられる。

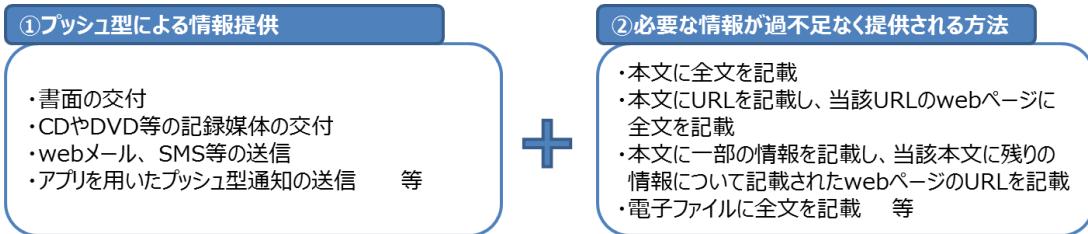
³¹ 「契約解除や期限の利益の喪失といった法的な不利益に直結するものであり、消費者が見落としたり、気付くことができなかつたときの不利益の大きさが、カード交付時の取引条件の表示等の書面とは異なる。」との意見があった。

³² 「FinTech の事業は、基本的にデジタルで完結するように設計されており、実際に催告書面を交付する機会の有無にかかわらず、書面交付義務が残れば、そのための体制を構築・整備しなければならず、事業者にとっては大きな負担となる」との意見もあった。また、「アドレス変更や迷惑メールフォルダへの振り分け等によるメールの不到達ないし意図せざる見過ごしそういった懸念があることから、完全電子化については慎重に検討すべきではないか」との意見もあった。

【参考】情報提供の方法

電子的な情報提供を行う場合、現在の利用者等の情報通信技術の利用状況やITリテラシーの状況を踏まえ、現時点では、①プッシュ型の情報提供を行っていること及び②必要な情報が過不足なく安全に提供される方法であることを求めることが適切であると考えられる。

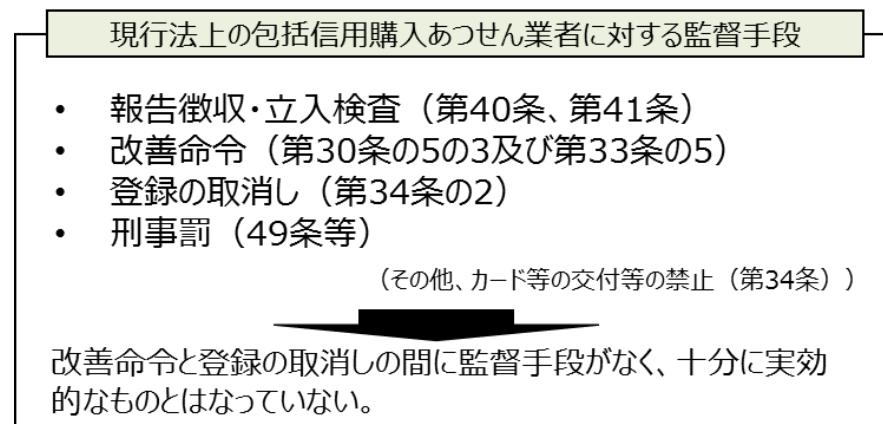
【図22】情報提供の方法



第4節 セーフティーネットの整備

現行法上の包括信用購入あつせん業者における監督手段は、報告徴収・改善命令・登録の取消し・立入検査・刑事罰等が措置されているが、改善命令と登録の取消しの間に監督手段がなく、十分に実効的なものとはなっていないと考えられる。特に、情報窃取・不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まるとともに、テクノロジーの進展に対応した柔軟な法体系へと移行すること等も踏まえ、実効的な履行確保措置を講じることが必要である。

【図 23】現行法上の包括信用購入あつせん業者に対する監督手段



クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するため、「包括信用購入あつせん業者」・「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対する業務停止命令を新設すべきである。

第5節 今後の対応の方針

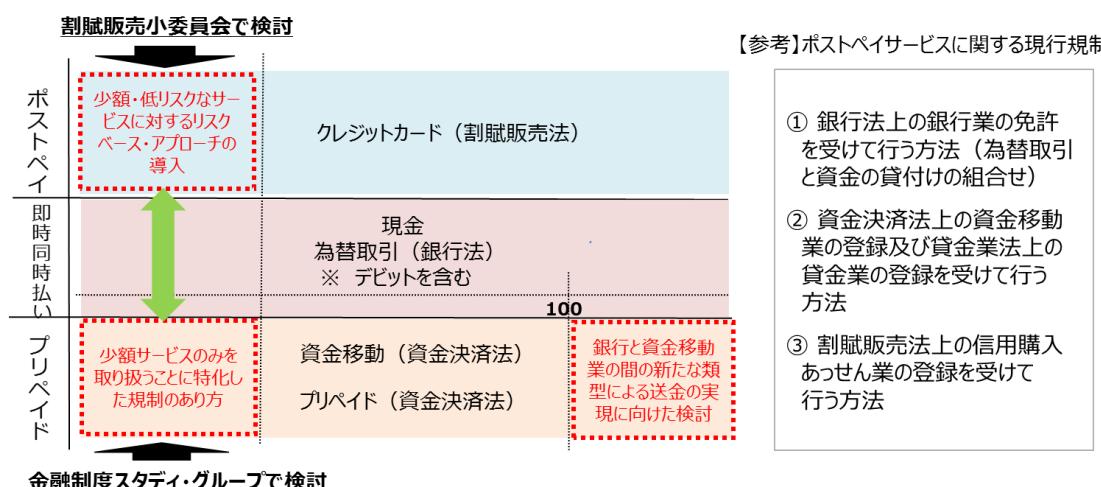
テクノロジーや決済分野における新たなビジネス展開が急速に進む中で、これらの措置を迅速に行うことが求められる。

第3章 今後具体的な検討を深めるべき課題

1. 決済横断法制

決済横断法制に関しては、中間整理において、具体的な取組の方向性として、「内外環境を総合的に勘案すれば、国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、まずは、FinTech企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進するため、関係各法における少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入などにより、ビジネス環境を整備していくことが必要である。」との考え方が示された。

【図 24】決済横断法制に対する取組方策



また、金融審議会金融制度スタディグループにおいても、7月26日に公表された報告書において、「関係各法（銀行法・資金決済法・割賦販売法等）の横断的な法制論については、国際的な動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を、今後、進めていくことが必要である。」とされている。

加えて6月21日に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、「現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、…新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現する」との要請がなされている。

こうしたことに鑑み、当面は、本報告書に基づく割賦販売法の改正及び金融審議会での議論を受けた資金決済法の改正を早急に実現することが喫緊の課題となるが、引き続き、決済を巡る環境変化や現場のニーズを踏まえ、国際的な動向にも留意しつつ、決済関連各法（割賦販売法・資金決済法・銀行法等）の法制的な横断論についても、関

係省庁が連携し、その具体的なあり方の検討をスピード感を持って進めていくことが必要である³³。

また、その際には、現行の規制について、必要性・合理性を再検討することも合わせて必要となると考えられる。

2. RegTech/SupTech

平成 30 年度に開催した「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」で設定された目指すべき将来像や RegTech/SupTech の導入に向けたコードマップの基本枠組みに則り、これらの精緻化を進めるとともに、アドバイザリーボードの開催や実用化に向けた実証的な取組など、引き続き取組を推進していくことが必要である。

【図 25】RegTech/SupTech に関する令和元年度の現在までの取組

令和元年度の現在までの取組
<ul style="list-style-type: none">アドバイザリーボードの開催周知活動（FIN/SUM2019レグテック＆ペインポイントワークショップでの登壇）SupTechの実用化に向けた検討（音声データAIコアリング実証実験の取組み） 等

3. 新成年への対応

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議における工程表に則り、事業者による自主的な取組や日本クレジット協会における自主ルールの策定や教育活動の取組を参考としつつ、改正民法の施行に向け、今後、行政と事業者において、具体的な対応のあり方について検討を行うことが必要である³⁴。

【図 26】「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について					
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込み額の調査を一層適切に行う取組を推進	制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国930の高校等に教材を無料配布、教員向けの勉強会（12会場）、教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学850校にパンフレット配布、啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合、当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて、包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し、若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。	若年者に対する適切な与信審査を通じた過剰与信防止措置を着実に行うとともに、普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握するための調査を実施し、事業者における取組事例を含めその調査結果を検証・公表のうえ、事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進。		

（出典）法務省「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表より抜粋

³³ なお、「割賦販売法は平成 28 年改正において、イシューとアクワイアラーの役割分担の進展や決済代行業者の拡大という近年の取引実態を踏まえて、加盟店契約を締結する立場にあるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者がイシューと連携して悪質加盟店を排除する制度的措置を講じたところであり、今後、キャッシュレス決済の横断法制を検討するに当たっては、平成 28 年改正の実施状況と効果を検証することが有用である。」との意見もあった。また、「利用者に対してより良いサービスを提供するといった決済横断法制の目的を明確にすべきではないか」、「事業者にとって多様なサービスを産み出すことができる制度とする観点から決済横断法制が必要ではないか」といった意見や、「横断法制化を検討するにあたっては、後払い、前払い、即時払いといったそれぞれのサービスにおいて性質が異なる点に留意する必要がある」といった意見もあった。

³⁴ 「クレジットカードのみならず、他の決済手段と合わせて啓発・教育活動を推進していくことについても検討すべき」との意見があり、こうした観点も踏まえ検討を進める必要がある。

4. 決済情報の利活用

銀行分野における取組の実情等も踏まえつつ、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進するため、クレジット産業におけるオープンイノベーションを推進することが必要である。クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めるためにどのような方策が考えられるか検討を行うことが必要である。

また、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来のビジネス構造の転換を図る契機となることが期待される。

5. 今後の決済ネットワークのあり方

現在のクレジットカード決済ネットワークは、割賦販売法上の規制対象であるイシュア・アクワイアラー等の他、VISA、Mastercard といった国際ブランドや、国内においては、CAFIS、CARDNET といった決済インフラの仕組みによって支えられている。

こうしたクレジットカードをはじめとした決済ネットワークのあり方は、我が国の決済の安全性・安定性や手数料を含めた取引環境に影響を与えており、現状と課題を検証し、その安全性・安定性や効率性の確保、利用者の利便性、加盟店の取引環境等の観点に留意し、今後のあり方について検討を進める必要がある。

その際、法制度のあり方も含め、諸外国の例を見ながら、どのように措置することが適切か検討を深めることが必要である。

おわりに

我が国の決済環境は、大きな変革期を迎えており、その従来的なパラダイムが大きく転換しようとしている。その主たる源泉は、ビッグデータ・AI やブロックチェーンといった決済に関連するテクノロジーの革新的進化にあるといってよい。割賦販売法をはじめとした決済関連の法制は、こうした技術革新を前提とした新しい法体系へと進化し、我が国の決済イノベーションと新たな決済プロダクト・サービスの創出を促すことにより、国民によりストレスのない決済手段が豊富に提供されるよう環境整備をしていくことが求められる。同時に、安全・安心な決済手段の利用環境の整備は、こうした決済ビジネスや決済制度への「信頼」の基盤をなすものであり、利用者の保護や利用者財産の保全といった観点を踏まえた制度整備が重要となる。これらを踏まえ、今後も、利用者の利便と利用者の保護のバランスを取りつつ、環境変化を踏まえた関連制度の不断の見直しが必要となる。今般、当小委員会において、直近の割賦販売法制の見直しのあり方を整理するとともに、金融審議会・決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループにおいても資金決済法の規制の見直しについて整理が行われることとされているが、これらは、今後も進化する決済環境を見据えた制度改革の第一歩といってよい。

近年、欧米諸国やシンガポール等において、決済制度改革が急速に進んでいる。これは、決済がその社会においていかにストレスなく円滑になるかによって、その国の金融・商取引のあり方が変わり、国民経済を左右すると各国が認識しているからに他ならない。同時に、決済を起点とした情報の取得・利活用とそれをも包摂した決済分野の国際競争が展開されていることを背景としている。

我が国においても、決済分野でパラダイム転換が起ころうとする中で、今後、「成長戦略実行計画」(令和元年6月21日)の閣議決定にある決済関連法制(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の横断化に係る議論を基軸として、我が国の決済を巡る将来のあり方を展望しつつ、関連制度のあり方を聖域なく見直し、時代の要請に応じた合理的で効率的な制度へと移行していくことが求められる。

その際には、国際的な決済制度改革の議論の動向をも踏まえつつ、これまでの法制度の前提となっている範囲から視野を広げ、例えば、国際ブランド・クレジットカード会社その他の決済関係企業によって構成される我が国の決済ネットワークのあり方などを含め、幅広く検討を進めていくことも必要となる。

「決済」のあり方は、国民一人一人の生活や、その総和としての「国民経済」のあり方を決める重要な要素の一つである。いわば、「この国のかたち」を形づくるものと言ってよい。こうした認識の下、我々は、絶えず、新たな決済世界とそれを支える法制度のあり方を模索していく必要があると考えられる。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

令和元年12月20日現在

(委員長)

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

(委員)

池本 誠司	日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会幹事
岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
加毛 明	東京大学法学政治学研究科教授
沢田 登志子	一般社団法人 EC ネットワーク理事
田中 大輔	野村総合研究所上級コンサルタント
二村 浩一	山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
唯根 妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
渡辺 達徳	東北大学大学院法学研究科教授

(関係メンバー)

青柳 直樹	株式会社メルペイ代表取締役
沖田 貴史	SBI 大学大学院教授
島貫 和久	三菱 UFJ ニコス株式会社顧問エグゼクティブ・フェロー
辻 庸介	新経済連盟幹事・FinTech PT リーダー 兼 株式会社マネーフォワード代表取締役 CEO
正木 美雪	株式会社 Origami Financial Services 代表取締役社長
丸山 弘毅	一般社団法人 FinTech 協会代表理事会長
與口 真三	一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

岡田 大	金融庁企画市場局信用制度参事官
内藤 茂雄	消費者庁消費者政策課長

(五十音順・敬称略)

審議スケジュール

第20回 平成31年2月25日

- 議題 (1) 割賦販売小委員会の開催趣旨について
(2) 割賦販売法の施行状況について
(3) テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題について
(4) 小委員会における論点について

第21回 平成31年3月12日

- 議題 リスクベースアプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化について

第22回 平成31年4月2日

- 議題 (1) 決済横断法制論について
(2) RegTech/SupTech の推進について

第23回 平成31年4月19日

- 議題 (1) 決済情報の利活用について
(2) 時代の要請を受けた消費者保護の課題について
(3) 与信審査における性能規定の導入について
(4) 中間整理の骨子案

第24回 令和元年5月20日

- 議題 中間整理(案)について

中間整理公表 令和元年5月29日

第25回 令和元年10月15日

- 議題 (1) 中間整理の振り返りと今般の審議会における主な論点
(2) 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入
(3) 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

第26回 令和元年11月12日

- 議題 (1) 与信審査における性能規定の導入
(2) セーフティーネットの整備
(3) 割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた指定信用情報機関 株式会社シード・アイ・シーの取り組み

第27回 令和元年12月2日

- 議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～
(2) 報告書骨子案

第28回 令和元年12月17日

- 議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～催告書面の電子化～(補足説明資料)
(2) 報告書(案)